

令和6年度  
レンタカー等観光二次交通整備事業助成金  
実施要領

【問合せ先・申請書等書類提出先】

株式会社 福井県旅行業協会

〒918-8202 福井市大東 2-1-20 レコルタフォー201

メールアドレス [info@fukuikenryo.jp](mailto:info@fukuikenryo.jp)

電話 (0776)52-6646 FAX (0776)52-6648

(電話受付時間 月～金曜日 9:30～17:00 祝・祭日、年末年始除く)

株式会社 福井県旅行業協会

この要領は、株式会社福井県旅行業協会（以下、「協会」という。）が、県からの助成を受け、福井県内でのレンタカー等による移動を充実させるため、事業費の対象経費の一部に対し、レンタカー等観光二次交通整備事業助成金（以下、「助成金」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

## I レンタカー、カーシェア保管場所助成

### 1 金交付の対象等

#### (1)助成対象者

福井県内に本店、支店または営業所や店舗等を設置した道路運送法第80条、同法施行規則第52条、及び運輸支局長の定める「自家用自動車の有償貸渡しの許可基準」に基づく自家用自動車有償貸渡事業を営む者（以下、レンタカー事業者・カーシェア事業者という）。

#### (2)助成対象期間

令和6年4月1日から、令和7年3月31日までとする。

ただし、令和5年10月4日から令和7年2月28日までに貸借契約を締結し、契約が有効な駐車場を対象とする。なお、令和5年10月4日から令和6年3月31日までに締結した契約については、令和6年4月1日以降も契約が有効なものを対象とする。

#### (3)助成対象事業

レンタカー、カーシェアの貸出台数を増やす目的で、保管場所を確保した場合、その駐車場所確保に要する費用。具体的費用は別表1に定める。

### 2 助成対象経費

助成対象経費は、1の助成金交付の対象等に要する経費であって、協会が必要かつ適当と認める経費とする。

### 3 助成額

助成金の額は、助成対象経費の3分の1以内で協会が認めた額（10円未満切捨て）とし、1台あたり5,000円/月を限度とする。

### 4 申請等の手続

#### (1)助成金の申請

助成金の交付を受けようとする事業者は、助成金交付申請書兼実績報告書および請求書（様式I-1号）と口座確認書（様式I-1号別紙）を作成し、申請書に定める書類とともに協会が定める期日までに協会に提出するものとする。

#### (2)受付期間

令和6年6月11日から、令和7年2月28日まで

#### (3)中止・変更

助成事業を中止する場合、助成対象事業の要件を満たさなくなった場合、助成金額に変更が生じる場合等は、速やかに中止・変更報告書（様式第I-2号）を協会に提出すること。

#### (4)交付決定および額の決定

協会は、助成金交付申請書兼実績報告書および請求書の提出があったときは、内容を精査し、予算の範囲内において交付の可否を決定の上、交付決定および額の確定を行う。

## II その他

- 1 助成金の交付を受けようとする者は、所定の申請書等に必要事項を記入し、添付書類を添えて、表紙に記載の提出先に持参、郵送（書留または簡易書留）またはメールにより提出すること。

※提出書類に不備がある場合は受理できないので、提出には余裕を持つこと。

※提出後は、電話にて郵送物・メールの受領確認の連絡を行うこと。

- 2 助成対象者は、賃借契約に変更や更新等があった場合はすみやかに協会に報告すること。また、協会から賃借契約状況の確認等の問い合わせがあった場合は、助成対象者は誠意をもって対応すること。
- 3 協会は、虚偽の申請またはその他不正の手段により助成金の交付を受けた申請者に対しては、交付決定を取り消すことができる。
- 4 助成対象者は、助成対象事業の経理について助成対象事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。
- 5 この要領に定めのない事項については、協会が別に定める。

#### 付 則

この要領は、令和6年6月11日から施行する。

別表1

助成費用対象

賃料(令和6年4月分～令和7年3月分)

※前家賃、敷金、仲介手数料、決済手数料、振込手数料、保管車両の車庫証明取得費用等、賃料以外の費用は対象外とする

(参考)交付の流れ

